

記者会見のお知らせ

「ペンネーム使用の可否を問い合わせただけでクビ？」——大同大学に次年度から出講する大学非常勤講師の採用が取消された事件（ペンネーム解雇事件）において、本日勝利和解が成立しました。

この事件は、大同工業大学に「環境を科学する」という新設の講義科目の受け持ちを要請されていた教員が、出講の際にペンネームの使用の可否を問い合わせたところ、1往復のメールの後に、その採用の内定を取消されたものです。この件につき、当該・高森晃一氏は、昨年3月2日に名古屋地方裁判所に対し、地位確認・損害賠償の訴えを起こしていました。

当組合は、2月9日、以下の要領で、記者会見を実施します。

記

1. 日 時 : 2003年2月9日（火） 13:30からを希望
2. 場 所 : 名古屋裁判所司法記者クラブ
3. 出席者 :
竹内 平 （弁護士）
高森 晃一 （当該、東海圏大学非常勤講師組合組合員）

【本件問い合わせ先】

東海圏大学非常勤講師組合

〒463-0082 名古屋市守山区村前町162 牛田方

E-mail:toukaihijoukin@yahogroups.jp

担当・前田（携帯090-8125-8232）

下記URLにてテキストデータを配信しています（9日正午まで）。

URL:<http://www.hijokin.org/~tokai/>

なお、主な内容と経過は、以下のとおりです。

主な内容

ペンネームの使用を問い合わせただけで大学非常勤講師が一方的な内定取消し

この大学は、大同工業大学（名古屋市南区）です。来年度開講の「環境を科学するⅡ」（後期）を担当する非常勤講師として来年度の出講依頼を受けた高森晃一さんは、大学側からの報酬、勤務日時の打診を受けた後、これを引き受ける意思を大学側に表示。大学側担当者からこれを受諾する返事のあと、あらためて履歴書を送付。ところがその後、ペンネームによる出講の意向を打診したところ、2回のやりとりのあと、いきなり担当者から「慣行慣例」を理由に「白紙に戻させていただきたく存じます」との返事によって、採用内定が一方的に打ち切られました。

相談を受けた東海圏大学非常勤講師組合は、ただちに大学側に交渉を申し入れたところ、12月24日に実施されたあっせんにおいて、大学側はこれを拒否、不調に終わりました。

主な経過

2008年10月3日

大同工業大学は、来年度開講の「環境を科学するⅡ」（後期）を担当する非常勤講師として、別の大学の教員を通じて高森晃一の紹介を受け、当事者に打診があった。

10月16日

上記別大学の教員を通じて、大同工業大学から報酬、勤務する曜日と時間等の提示があった。

10月21日

高森は、これらの打診に対してこれを引き受ける旨意思表示。

10月29日

大同工業大学教養部・人文社会教室の教員から、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」の返事があり、同じ文面で、「新規に非常勤講師をご担当いただく方には、【履歴書】の提出をお願いしております。簡単なもので結構ですので、お送りいただけますと幸いです。（メール添付でOKです）」との連絡が付加されていた。

11月 4日

高森は大同工業大学あて履歴書を送付するとともに、大学側窓口担当者あて「なお、出講名は、ペンネームの高森識史でお願いできますでしょうか？」との問い合わせを行った。

11月 7日

窓口担当者から「ペンネームでのご出講につきましては、教室主任と確認ならびに相談しましたところ、大変恐縮ではございますが、ご期待に沿うことはできません。御本名でのご出講をお願いしたく存じます。いかがでしょうか？この点、ご了承いただきたく存じます」とのメールが届く。

同日、高森は上記メールに対して「他の機関では、名城大学にしる、河合塾にしる通用名の使用は認められております。貴校でも、たとえば作家の公演をするときに、本名で、ということはないと思います。それができない理由をお知らせいただけないでしょうか？」との問い合わせメールを送信。

11月10日

上記メールに対し窓口担当者から、「さて、先生がペンネームでのご出講を強く希望されている件につきまして、再度、協議いたしました。／名城大学や河合塾では認められているのかもしれませんが、本学では、やはりご要望に沿うことはできません（慣行慣例です）。誠に申し訳ございません。／事務室にも確認しましたが、事務室としても、来年度の監査が入った時に、給与・時間割等でご本名とご出講名が異なると問題になるので、絶対にご遠慮いただきたい、とのことでした。／高森先生のご希望、ならびに本学の条件を踏まえまして、本学教養部人間科学科目群主任との協議の結果、大変残念かつ恐縮ではございますが、今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させていただきます。／誠に申し訳ございません」とのメールが届く。

11月16日

高森は「それでは、出講名を通称にすることは難しいようなので、とりあえず本名でも構いません」とのメールを送り本名使用を受け入れる意思を示す。

11月20日

窓口担当者から高森あて、「当方の対応が不十分であったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。／我々の真意としましては、非常勤担当者決定の期限が迫っており、かなり急を要していること、そして、(本学の性格上)ペンネーム出講等、前例のない事態に対処するだけの余裕がなかったこともあり、前回のようなお断りの返信を差し上げた次第です。／先ほど、A先生より『高森先生にご納得いただけていないようであれば、一度、実際にお会いして、当方の実情をご説明する機会作ったほうがよいのではないかと』とのことでした。／つきましては、ご都合の良い日時・場所をお知らせいただけますと幸いです。／どうぞよろしく申し上げます」とのメールがあった。

11月21日

団体交渉申入書を大学理事長あてに送付。

11月26日

同大学〇人事総務部長に電話で問い合わせたところ、団体交渉には応じられないとの姿勢。

同日、高森は窓口担当者に「今回の件につきまして、大同大学の理事長あてで、正式に雇用関係に関しまして、団体交渉の申し入れ書をしました。／それで他に話し合うことがあれば、お会いできればと思います。」とのメールをするが、それに対する返答はない。

12月 8日

愛知県労働委員会あて、あっせんの申請。

12月24日

愛知県労働委員会にてあっせんの実施。復職を求めたのに対し、被申立人大同工業大学側はこれを拒否し、あっせんを打ち切った。

2009年 3月 2日

名古屋地方裁判所に地位確認・損害賠償請求訴訟を提起

4月15日

第1回公判(以来、5/12、6/2、7/16、9/1、9/25、10/16(弁論準備手続)、12/2、12/25(証人尋問)、1/20(結審)という裁判日程を経過)

2010年 2月 9日

和解

争点

争点その① 成立した契約の破棄である

大学側窓口からの意思表示は、口頭による労働契約の受諾である(契約は口頭でも可)。大学非常勤講師の出講は、前年度半ばに、大学側担当者からの口頭による依頼とその了承で、実質的に決まる。書面の契約書は最初の講義の日以降に交わされる。

争点その② 解約は権限の濫用である

解約するとしても、その条件は契約の前提を覆すものや社会通念に反した場合でなければならないはずである。高森さんは、講義担当能力で判断されたはずである。ペンネーム使用が解約条件たりうるかが問題である。

争点その③ 不合理な一方的解約である

いったん意思表示がなされ、契約が成立した後は、仮に解約するとしても、少なくとも理由が提示されるはずである。本件では、ペンネーム使用が認めない理由は、適切に示されていない。労働条件

は、労働者と使用者とが対等に決定するもの。これでは一方的である。

和解内容

和解条項

「被告は、今後の非常勤講師採用において、候補者を捜し、リストアップする段階で、対象者に対し、採用決定までの手続きを明示し、その後も、進行段階を連絡し、また、契約交渉を途中で中止する場合には理由を説明するなどして、対象者の信頼保護に留意する」という内容の和解が成立した。

評価

- (1) 契約の成立に関しては直接言及していないものの、第一に、今回の事件の原因となった非常勤講師採用手続の不透明性にメスを入れ、労働契約の締結にあたって、手続を明確にしてこれを示し、非常勤講師の対象者への信頼保護を大学側に求めたものである。
- (2) 第二に、一方的に大学側の条件が押しつけられるなど、圧倒的に無権利状態に置かれている非常勤講師の地位の改善の一步となった。

【概略】

ペンネーム解雇、原告側が勝利和解
——大同大学非常勤講師

「ペンネーム使用の可否を問い合わせただけでクビ？」——大同大学に次年度から出講する大学非常勤講師の採用が取消された事件において、本日勝利和解が成立した。

この事件は、大同工業大学（当時）に「環境を科学する」という新設の講義科目の受け持ちを要請されていた教員が、出講の際にペンネームの使用の可否を問い合わせたところ、1往復のメールの後に、その採用の内定を取消されたもの。この件につき、当該・高森晃一氏は、昨年3月2日に名古屋地方裁判所に対し、地位確認・損害賠償の訴えを起こしていた。

高森さんは、大学側の担当者からも、来年度開講の「環境を科学するⅡ」の講義担当として、メールで「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」との採用回答を受けていた。それに対して、「ペンネーム使っていていいですか」と聞いたところ、大学側から「御本名でのご出講をお願いしたく存じます」といわれたので、他大学ですでにペンネームを使用していることもあって、その理由を再度問い合わせた。それに対して大学側の担当者から突然、「来年度の監査が入った時に、給与・時間割等でご本名とご出講名が異なると問題になるので、絶対にご遠慮いただきたい」などのことから、「今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させていただきたく存じます」といわれて、そのまま解雇されたもの。

現在、大学の教員を含めて、結婚などの理由以外にも、特別に作家や芸能人以外であっても、相当数の人が仕事上で通称を使用している。文部科学省も、ペンネーム禁止の通達類も発していない。

この事件では、原告側が、大学側担当者からの「お引き受けいただき、誠にありがとうございました」とのメールの段階で成立した労働契約の一方的解約を主張していたのに対し、大学側は、教授会で承認されるまでは契約成立はないために、本件においても契約は成立していずこの段階での打ち切りに問題はないとして、双方の意見が対立していた。

今回の和解では、和解条項に「被告は、今後の非常勤講師採用において、候補者を捜し、リストアップする段階で、対象者に対し、採用決定までの手続を明示し、その後も、進行段階を連絡し、また、契約交渉を途中で中止する場合には理由を説明するなどして、対象者の信頼保護に留意する」ことが盛り込まれた。

現在、大学の非常勤講師は、大学側や教授会側によって、その相当部分が人員調節の弁となっている。それにもかかわらず、関西圏および首都圏などの大学非常勤講師組合の調査によると、大学の教員の4割程度が非常勤講師を専らその収入源とする人で占められているとされる。それだけにその地位の不安定性は、90年代の大学院重点化政策ののちに、「高学歴ワーキングプア問題」などとして、社会問題ともなっている。

さらに、これまで大学非常勤講師の採用における判断は、採用権限がないとされている教室主任の「第六感」（本件口頭弁論における大学側証人の法定での発言）による裁量によって、対象者が恣意的に排除されるなど、不透明さが支配していたのが実態であると推定される。本件の和解により、採用手続の透明化が期待される。